

頁	行	誤	正
37	30行目	～元請負人・下請負人がが書面により～	～元請負人・下請負人が書面により～
56	1行目	～施行規則第2条)～	～施行規則第3条)～
63	6行目	～建設業法第27条の23第3項)～	～建設業法第34条第2項)～
63	28行目	・建設業法令遵守ガイドライン(第11版)～	・建設業法令遵守ガイドライン(第12版)～
63	32行目	・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第7版)	発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第8版)
167	27行目	元請職員：安衛法第31条～	元請職員と法人：安衛法第31条～
269	表5.4-2中 「事前調査に関する資格者要件」の行	「事前調査に関する資格者要件」 建築物● 工作物(無印)	「事前調査に関する資格者要件」(工作物は令和8年1月～) 建築物● 工作物●
270	表5.4-3中 「一般/特定建築物石綿含有建材調査者」の列、「対象とする石綿含有建材」の行	すべての建築物すべての材料(レベル1、2、3建材を含む)	すべての建築物すべての材料(レベル1、2、3建材を含む)、一部の特定工作物及び工作物に使用される塗料等
271	21～25行目	～「工作物石綿事前調査者」が事前調査を行うことが義務付けられる。 (注2)反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、焼却設備、貯蔵設備(穀物貯蔵用を除く)、発電設備(太陽光設備、風力発電設備以外)、変電設備、配電設備及び送電設備(ケーブル含む)、トンネル天井板、プラットホームの上屋、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道駅の地下構造部分の壁及び天井板、観光用エレベータの昇降機の囲い	～「工作物石綿事前調査者」等が事前調査を行うことが義務付けられる。 (注2)①反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備(建築設備・水道管以外)、焼却設備、貯蔵設備(穀物貯蔵用を除く)、発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備以外)、変電設備、配電設備及び送電設備(ケーブル含む)・・・以上は工作物石綿事前調査者が調査 ②煙突(建築設備以外)、トンネル天井板、プラットホームの上屋、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道駅の地下構造部分の壁及び天井板、観光用エレベータの昇降機の囲い・・・以上、及び①②以外の工作物の塗料等の除去等作業は、工作物石綿事前調査者、一般/特定建築物石綿含有建材調査者のいずれかが調査

276	9行目	～譲り受けを禁止している(法第11条)。	～譲り受けを禁止している(法第17条)。				
296	23行目	～に適用(法第20条4号に相当するもの)。	～に適用(法第20条3号に相当するもの)。				
433	資料7中 「種類」の列	営業に関する図書(対象業者は元請業者に限定)規則第26条第5項	営業に関する図書(全ての項目についての対象業者は元請業者、他の建設業者は下2段のみが対象)規則第26条第5項				
433	資料7中 営業に関する図書の 「内容」の列(表に2 段分追加)	—	<table border="1"> <tr> <td>材料費等記載見積書</td> <td>法第二十条第一項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書</td> </tr> <tr> <td>材料費等記載見積書に関する打合せ記録</td> <td>上記見積書の内容について打合せを行った記録(請負契約当事者が相互に交付したものに限り)</td> </tr> </table>	材料費等記載見積書	法第二十条第一項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書	材料費等記載見積書に関する打合せ記録	上記見積書の内容について打合せを行った記録(請負契約当事者が相互に交付したものに限り)
材料費等記載見積書	法第二十条第一項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書						
材料費等記載見積書に関する打合せ記録	上記見積書の内容について打合せを行った記録(請負契約当事者が相互に交付したものに限り)						